

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第18条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成29年6月2日

香川県直島環境センター所長 小 蓑 雅 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 液化酸素ガス供給業務 一式（配管撤去、液化酸素ガス供給、フェリー、一般保守・点検）
- 2 契約に関する事務を担当する出先機関の名称及び所在地 郵便番号761-3110 香川郡直島町2628番地1 香川県直島環境センター
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 三菱マテリアル株式会社直島製錬所 香川郡直島町4049番地1
- 5 随意契約に係る契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - （1）配管撤去 8,424,000円
 - （2）液化酸素ガス供給 1キログラム当たり40.65円（単価契約）
 - （3）定期便フェリー 9メートル以上10メートル未満ローリー 1台1往復当たり17,766円、10メートル以上11メートル未満ローリー 1台1往復当たり19,530円、11メートル以上12メートル未満ローリー 1台1往復当たり21,294円、12メートル以上13メートル未満ローリー 1台1往復当たり23,058円（いずれも単価契約）
 - （4）チャーターフェリー 1往復当たり226,800円（単価契約）
 - （5）一般保守・点検 648,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため